

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和3年11月10日 開会

令和3年11月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和3年11月10日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 19名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
10番 松 下 善 洋	11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二
13番 齊 藤 学	14番 石 川 嘉 章	15番 朝比奈 美 芳
16番 杉 浦 徳 子	17番 植 竹 繁	18番 後 藤 文 隆
19番 松 永 孝 男		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊 英	2番 塩 川 金 彦	3番 佐野 三 男
4番 遠 藤 光 浩	5番 佐野 均	6番 村 松 慎 一
7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男	9番 望 月 義 雄
10番 有 賀 文 彦	12番 佐野 強	13番 近 藤 雅 隆

欠席委員

11番 鈴木 四 郎

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任主査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

皆さん御苦労さんでございます。11月に入りまして、いよいよ農作業も本格化になりましたけれど、ようやく天気がこれから続きますけど、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議につきましては、通常どおり行わせていただきます。また、今日、1名傍聴者がいますが、よろしくお願ひします。

今日は、農業委員は全員出席でございますので、これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、「令和3年10月13日から令和3年11月9日までの間における農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況」を事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日、配付しました令和3年10月13日から令和3年11月9日までの農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、人穴■■■■、現況畑、4万2,551平方メートルほか1筆、計4万3,420平方メートルにつきまして、令和3年10月20日、農地法第3条第1項の規定による許可申請が提出されましたが、都合により取下願が提出されました。

報告は以上です。

議長

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、1番 佐野芳弘委員、2番 宮島孝子委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、1番 佐野芳弘委員、2番 宮島孝子委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第67号から議第62号です。

初めに、報第67号から報第74号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年9月21日から令和3年10月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。

報第67号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の2ページを御覧ください。

報第68号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

報第69号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

報第70号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、資材置場から宅地造成（分譲3区画）及び道路への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

報第71号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、5件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページから11ページを御覧ください。

報第72号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、14件の届出を受理しました。

続きまして、議案の12ページを御覧ください。

報第73号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので報告する。

議案に記載のとおり、現地調査の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の13ページを御覧ください。

報第74号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので次のとおり報告する。

議案に記載のとおり使用貸借で認可を受けたものが1件、賃貸借で認可を受けたものが1件ありました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第67号から報第74号まで報告済みといたします。

議第58号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の14ページを御覧ください。

議第58号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

第1項申請地は淀師で、物見山球場の南に位置する農地です。受人、淀師の■■■■さんと渡人、共有持ち分2分の1ずつの■■■■さんと■■■■さんの贈与契約で野菜を栽培する計画です。受人と渡人は兄弟関係であり、相続によって渡人が取得しましたが、申請地の周囲は受人が所有する農地であり一体利用するため贈与するものです。受人は現在74歳、耕作面積は許可後5,748.2平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は粟倉及び粟倉南町で、粟倉南区民館の西及び南に位置する農地です。受人、粟倉南町の■■■■さんで新規就農となります。渡人、粟倉の■■■■さんとの使用貸借契約で、茶や梅、落花生を栽培する計画です。本件受人と渡人は親族関係にあり、受人もこれまで農作業に従事しておりました。受人は現在48歳、耕作面積は許可後6,183平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は精進川及び上柚野で、富士錦酒造の周囲に位置する農地です。受人、上柚野の■■■■さん、渡人は■■■■さんで、水稻及び甘藷等を栽培する計画です。渡人が高齢のため、農地を管理し切れないということで、受人に贈与するものです。受人は現在58歳、耕作面積は許可後2万4,387.61平方メートル、稼働人員は4名です。

第4項については取下げのものになります。

以上、第1項から第3項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ただいまの上程議案のうち、2項について担当委員の調査報告をお願いします。

3番 遠藤恒男委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告いたします。

11月1日、午前10時、現地にて譲受人本人と村松委員、農業委員会事務局1名で現地を確認いたしました。

義理の伯父である渡人の土地を10年ほど前より口約束で借りていたのが、今回正式な形で契約をするもので、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第58号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第59号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の16ページを御覧ください。

議第59号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び航空写真5ページを御覧ください。

貫戸■■■■の内、畑ほか6筆、計1,83平方メートルにつきまして、山本の■■■■さんが営農型太陽光発電設備に一時転用しようとするものです。申請人は、山本、貫戸、星山等で茶業を営んでおり、本申請地の北に位置する茶畑においても、既に営農型の太陽光発電事業を実施しております。これまでに営農型太陽光発電設備を設置した全ての圃場において、収穫量の減少や品質の低下などの大きな影響は特になく、適切な営農を継続されております。今般、資金が調達できたため、さらに経営規模を拡大し、発電設備についても増設したく申請に及んだとのことです。申請地は、新東名高速道路明星山トンネルの東に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は山林で、周辺環境への影響はなく、安全対策のため入り口には侵入防止の看板を設置する計画です。下部の農地については、申請人が茶を栽培する計画で、認定農業者が営農することから、転用期間は10年間としました。転用面積は必要最小限であり、支柱の構造やパネルの高さなど設備の内容についても営農に支障はないものと思われまます。これまでの実績等から営農の適切な継続は確実であり問題はないと判断いたしました。資金は借入れにより確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び航空写真6ページを御覧ください。

山宮■■■■、畑ほか1筆、計312平方メートルにつきまして、淀師の■■■■さんが貸駐車場に転用しようとするものです。申請人は非農家であり、狭小で自宅から離れた場所に位置する本申請地の管理について苦慮していたところ、今般申請地隣接にて建設用重機の修理販売業を営む個人より重機等の駐車場として借用したいとの要望があり、申請に及んだとのことです。申請地は、山宮ふじざくら球技場の北東に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は北と西を道路、南を宅地、東を農地に接しますが、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われまます。ショベルカーやフォークリフト等の業務用重機とその点検スペースとして4台分、重機運搬用トラック1台分の駐車スペースを確保する計画で、転用面積は過大ではなく、また他に代替できる土地はなく問題ないと判断しました。資金は自己資金により確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項について担当委員の調査報告をお願いします。

18番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告いたします。

11月4日午後1時30分、事務局2名、申請人と私の4人にて現地で会い話を聞きました。

申請人は、お茶を栽培し、荒茶工場を経営する自園・自製の農家です。申請地は、申請者が遊休農地を所有権移転して新たに営農型太陽光発電設備と茶の栽培を両立させ、農業経営を営む新規の申請です。申請地の周囲には住宅もなく、北が第2東名、西と南が山林、東側も山林、周囲に農地もなく影響がありません。営農型太陽光発電設置についても実績があり、詳しくは事務局の説明したとおりであります。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

私からいいですか。

2項の山宮、これ貸駐車場だけど、もう既にこれを見ると車が止まっているんですが、この状況はもう前からこんな状況でしたか。

事務局 大瀧主事

事務局から説明させてください。

これは一応、一時的な利用でこうなっていた、航空写真撮影当時はなんですが、現在は農地に戻っております。農地として使われています。

以上です。

議長

分かりました。

ほかにはありませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第59号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

次に、議第60号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の17ページを御覧ください。

議第60号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地は、外神■■■■、畑231平方メートルで、富士市の■■■■さんほか1名が使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請人は、現在借家に住んでおりますが、家族が増え手狭となり、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのこと。申請地は、外神陽光園の東約150メートルに位置する小

集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は南と西を道路、北と東を農地に接しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われます。本家の所有する土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地は、北山■■■■、畑299平方メートルで、北山の有限会社■■■■が売買により取得し、資材置場に転用しようとするものです。申請人は、中古車の修理販売業を営む法人で、事業拡大に伴い車両などの置き場所が不足したため用地を探していたところ、事業所の近接にある本申請地を取得できることとなったため、申請に及んだとのこと。申請地は、北山インターチェンジの北東約600メートルに位置し、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は北を道路、東を宅地、南と西を農地に接しますが、境界にはフェンス等で見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われます。修理販売前の中古自動車12台の置き場所を確保する計画で、転用面積は過大ではなく、他に代替できる土地もないため問題ないと判断しました。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第3項及び航空写真9ページを御覧ください。

申請地は、山宮■■■■、畑ほか4筆、計2,230平方メートルで、万野原新田の株式会社■■■■が売買により取得し、資材置場に転用しようとするものです。申請人は、建設業を営む法人で、現在使用している資材置場が富士市大淵にあり遠方なことから不便を来しており、事業所に近く交通アクセスのよい国道139号線や469号線の近隣で用地を探していたところ、本申請地を取得できることとなったため申請に及んだとのこと。申請地は、市立山宮保育園の南に位置し、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。申請地の周囲は、道路等に囲まれており、北側のみ農地に接しますが、境界には全てフェンス等で見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われます。建設用重機3台、運搬用の大型ダンプ7台、従業員用駐車場3台と採石等約400立方メートルの置き場所を確保する計画で、転用面積は過大ではなく、他に代替できる土地もないため問題ないと判断しました。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第4項及び第5項は、申請人が同一のため、一括して説明いたします。航空写真は10ページを御覧ください。

第4項、大久保■■■■、田ほか1筆、計2,520平方メートル、第5項、同じく大久保■■■■、田ほか1筆、計1,739平方メートルについて、浜松市の株式会社■■■■が売買により取得し、太陽光発電設備に転用しようとするものです。申請人は、太陽光発電設備の設置管理を行う法人で、日照条件のよい富士宮市で事業用地を探していたところ、本申請地を取得することとなり申請に及んだものです。申請地は、県道清水富士宮線の芝川橋の南東約500メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。申請地の周囲には農地が存在しますが、境界にはフェンスを設置し、切り盛りや造成等、土地の形質変更は行わず、浸透性のある防草シートを敷き、申請地内及び周辺にある既設の農業用水路等は残す計画であるため、周辺農地への影響は軽微であると思われます。市の条例に規定される抑制区域には該当しないものの、パネル面積が1,000平方メートル以上となるため届出が必要であり、既に担当部局との調整が済んでいることを確認しております。景観法等他法令への抵触はなく、自治会長や近隣住民へ

の事前説明も行っており、地域の要望に添った形で事業を遂行する計画で問題ないと判断しました。資金は自己資金により確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、4項及び5項について担当委員の調査報告をお願いします。

9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第4項及び第5項の調査結果について一括して報告します。

11月4日、申請者株式会社■■■■の専務、営業担当者、事務局職員2名と現地で会い、調査を行いました。両案件とも周囲を道路、宅地、農地に接した第2種農地であり、地主が高齢、住まいが遠方とのことで、将来耕作ができなくなる可能性が高い農地であります。この事業計画につきましては、市の担当課とも協議しており、特に問題ないと聞いております。また、譲受人は市内においても事業実績があり、計画の実現性、資金調達計画についても問題なし、地域住民への説明会も済んでおり、周辺農地への影響も少ないと思われます。詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。申請書のとおり問題ないと思われますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

ちょっと、よろしいですか。これ、株式会社■■■■って、テレビでよくコマーシャルで、買います、借りますとかのその会社ですね、これは。

事務局 大瀧主事

そうです、はい。

議長

今の説明で、結構あちこちでやっていると言っていますが、結構、富士宮でもほかにあるんですか。

事務局 大瀧主事

県内では、やっぱり特に西部のほうで、よくやっているというのを県の報告でも聞きます。

市内では、転用者としてはあまりありませんが、設置業者として行っているようです。

議長

はい、分かりました。

ほかにありませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第60号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第61号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました非農地証明申請の審議についての差し替えたものを御覧ください。

議第61号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その状況が農地以外のものになっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は、杉田■■■■、畑5，701平方メートルで、杉田第1配水池の西に位置する農地です。申請地は、所有者が令和2年2月に相続により取得しました。年月日不詳ですが、以前から山林で、先代が耕作困難なために植林し、現在に至ったもので、山林原野化しているものです。隣接地も山林であり、農地への復元は不可能であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第2項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は、猪之頭■■■■、畑7，798平方メートルで、井之頭小学校の北西に位置する農地です。先代が牧草地として使用していましたが、昭和60年頃に体調を崩し、その後耕作困難となり、山林原野化したものです。申請地は農用地ですが、定期除外の確認が取れており、申請地周辺も山林で、仮に農地として復元しても継続的な営農は困難であり、非農地として取り扱って差し支えないものと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

7番 千頭和栄一委員

ただいま審議中の議第61号1項の調査報告をいたします。

11月2日の午後3時に申請代理人、農業委員会事務局2人と私とで現地調査しました。ヒノキ・スギの植林30年から40年くらいの山林で、耕作地に復元不可能でした。現地の西側、南側は6メートル道路で、東側は農地がありますが、申請書のとおり問題ないと思われれます。御審議のほどよろしく願いいたします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の第2項について報告をいたします。

11月2日、申請人本人、事務局2名、推進委員有賀さん、私、5名で現地を確認をいたしました。先代が昭和60年頃植林し、ヒノキ30年生となり、一部は雑木が生い茂り原野化しております。60年前は牧草地として使用していましたが、先代が昭和60年頃、植林をしたということでした。航空写真でも分かるように、周囲もスギ・ヒノキ林に囲まれて耕作は不向きな場所になっております。農地として再生は困難なため、申請のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第61号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

次に、議第62号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

ではまず、議案の20ページを御覧ください。

議第62号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和3年10月26日付富農第905号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。ページを1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目の農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数5人、利用権を設定する者の数7人、利用権を設定する農用地の面積は計5万9,912平方メートルです。

また、所有権を受ける者の数3人、所有権を移転する者の数3人、所有権が移転する農用地の面積、計3万6,847平方メートルです。

1枚めくって4ページの集積計画を御覧ください。

第1項から第7項まで全て中間管理事業となります。

第1項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

第1項申請地は杉田で、杉田運動公園の南に位置する農地です。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は8万1,380.09平方メートルになります。

続きまして、第2項及び第3項は同一借主の案件になりますので一括して説明します。航空写真は14ページから16ページまでとなります。御覧ください。

第2項申請地は上条及び精進川で、上条分は、上条上区第一町内会集会所の北東に位置する農地です。また、第2項、精進川峯分及び第3項は、精進川浅間神社、第2項、精進川字川原端分は富士錦酒造の東に位置する農地になります。精進川の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、水稻の栽培及び農業用施設の利用で、10年新規になります。移転後経営面積は5,881平方メートルになります。

続きまして、第4項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

第4項申請地は山本で、ミニストップ富士岩本店の南東、富士市市営住宅岩本山団地の北東に位置する農地です。山本の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は12万8,115.03平方メートルになります。

続きまして、第5項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

第5項申請地は青木で、市立富丘小学校の南西に位置する農地です。青木の■■■■株式会社への使用貸借権設定で、果樹の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は1万5,095平方メートルになります。

続きまして、第6項及び第7項は同一借主の案件になりますので一括して説明します。航空写真19ページを御覧ください。

第6項及び第7項の申請地は人穴で、富士宮養鶏団地組合の北西に位置する農地です。人穴の■■■■さんへの賃借権設定で、飼料作物の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は11万1,623平方メートルになります。

続きまして、所有権移転の案件について説明します。

第1項及び航空写真20ページを御覧ください。

申請地は青木で、妙善寺の東に位置する農地になります。買主は、宮原の■■■■さんで、花木を栽培し、引渡しの時期は11月30日となっております。

第2項及び別冊航空写真21ページを御覧ください。

申請地は根原で、あさぎりフードパークの西に位置する農地になります。買主は、■■■■有限公司で、引渡しの時期は12月3日となっております。

第3項及び航空写真22ページを御覧ください。

申請地は根原で、あさぎりフードパークの東に位置する農地になります。買主は、静岡県農業振興公社で、引渡しの時期は12月3日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

9番 佐野公洋委員

第1項でちょっと確認したいんですけど、航空写真を見ると何か茶畑のような気がするんですけど、現況は何でしょうか。

事務局 望月次長兼振興係長

これですけれども、この借主が、露地野菜をするということで借りて、今現状は茶畑になっております。これを茶の伐根事業を活用しまして、露地野菜を、畑に整地してやるということで計画になっております。

以上です。

議長

そういうことでよろしいですか。

9番 佐野公洋委員

はい。

議長

ほかにはありませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第62号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、12月13日を予定しております。

以上をもちまして、令和3年11月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時44分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
1 番

会議録署名人
2 番